

4.4 強制貯金の禁止と社内預金制度

※本項における該当条文のみ表記の法令は、「労働基準法」及び「労働基準法施行規則」である。

1 強制貯金の禁止

法律では、「使用者は、労働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない」とされている【法第18条第1項】。

強制貯金には罰則があり、違反した者は6か月以下の懲役(※)又は30万円以下の罰金に処せられる【法第119条第1号】。(※)令和7年6月から「懲役」「禁錮」は「拘禁刑」に一本化される。

2 使用者が労働者の任意の委託を受けて貯蓄金を管理しようとする場合

法第18条では、労働者が権利として所得し得るべき賃金の全部又は一部を強制的に貯蓄させる、いわゆる強制貯金を禁止している一方で、一定の制約のもとに使用者が労働者の貯蓄金をその委託を受けて社内預金として管理することを容認している。

(1) 貯蓄金の管理の方法

- ア 使用者が直接労働者の預金を受け入れて自ら管理する。
- イ 使用者が受け入れた労働者の預金を労働者個人ごとの名義で銀行その他金融機関に預入し、その通帳、印鑑を保管する。

(2) 貯蓄金を管理するための条件

- ア 使用者は、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは労働者の過半数代表者と書面による「貯蓄金管理に関する労使協定」を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない【法第18条第2項】。

また、労使協定には、以下の事項を定めなければならない【規則第5条の2】。

- (ア) 預金者の範囲
- (イ) 預金者1人当たりの預金額の限度
- (ウ) 預金の利率及び利子の計算方法
- (エ) 預金の受入れ及び払戻しの手続
- (オ) 預金の保全方法

- イ 使用者は、貯蓄金の管理に関する規程を定め、これを労働者に周知させるため、作業場に備え付ける等の措置をとらなければならない【法第18条第3項】。

- ウ 社内預金には、厚生労働省令で定める利率(下限利率)以上の利子を付さなければならない。下限利率を下回る場合は無効となり、下限利率を定めたものとみなされる【法第18条第4項】。

※ 下限利率は毎年見直されるが、現在の下限利率は年0.5%である。

- エ 労働者が貯蓄金の返還を請求したときは、遅滞なくこれを返還しなければならない【法第18条第5項】。

なお、派遣労働者の社内預金については、「労働基準法第18条は派遣元の使用者に適用されるので、派遣元の使用者は、同条に定める要件の下に派遣中の労働者の預金を受け入れることができる。一方、派遣先の使用者は、派遣中の労働者と労働契約関係にないので、労働基準法第18条に基づき派遣中の労働者の預金を受け入れることはできない」とされている【昭61.6.6 基発333号】。

3 労働基準監督署への報告等

社内預金を行う使用者は、毎年、3月31日以前1年間における預金の管理の状況を、4月30日までに所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない【法第104条の2、規則第57条第3項】。

また、労働者の返還請求に対し使用者が応じない場合で、当該貯蓄金の管理を使用者に継続して行わせることが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、労働基準監督署長は必要な限度の範囲で当該貯蓄金の管理を中止すべきことを命じることができる【法第18条第6項】。

貯蓄金の管理を中止すべきことを命じられた使用者は、遅滞なくその管理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければならず【法第18条第7項】、これに違反した場合、30万円以下の罰金に処せられる【法第120条第1号】。

4 社内預金の保全

労使協定に基づき社内預金を行う使用者は、毎年3月31日における受入預金額について、同日後1年間を通ずる貯蓄金の保全措置を講じるべきことが定められ【賃金の支払の確保等に関する法律第3条】、保全措置として、(1)金融機関等による保証契約、(2)信託会社等との信託契約、(3)質権又は抵当権の設定、(4)預金保全委員会を設置し、かつ、労働者の預金を貯蓄金管理勘定として経理することその他適当な措置を講じること、のいずれかの方法によらなければならない【同法施行規則第2条第1項】。